

福岡県金融機関等拠点開設補助金のご案内

1. はじめに

本補助金は、外国・外資系金融機関及び国内外の FinTech 企業が、福岡県内に新たに拠点※を開設するにあたって必要となる経費の一部を支援するものです。

※本・支店、営業所及び研究（開発・調査）所で、専ら事業を営むための事業所として使用する施設

2. 補助対象者について

交付対象者の要件は下記のとおりです。

- ① 拠点開設計画の確定前に、県へ事業計画書を提出し計画内容を説明すること。
- ② 本補助金に係る拠点開設前に、県内に拠点を有していないこと。
- ③ 拠点開設日の属する年度の翌々年度末までに県民1名以上を常用雇用すること。

3. 補助対象経費について

拠点開設に要する経費のうち、補助対象となる経費は以下のとおりです。ただし、税金や官公庁に支払う費用等は除きます。

- ① 専門家への相談等経費
金融商品取引業等のライセンス取得や法務・税務等に関する相談費用等として、専門家（弁護士・行政書士・税理士・社会保険労務士等）に支払う経費
- ② 人材採用経費
人材の採用に伴って有料職業紹介事業者を支払う経費
- ③ オフィス初期費用
オフィス等入居の際に必要な経費で、礼金等返還されないもの

4. 補助金額について

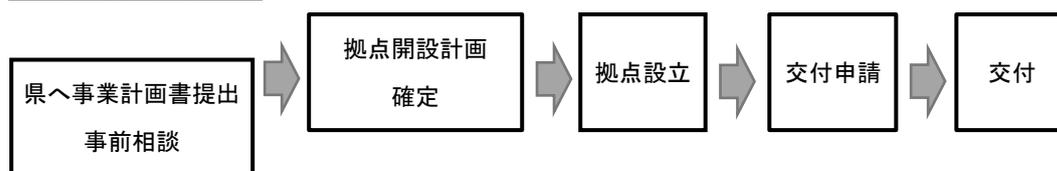
補助率：補助対象経費の2分の1以内

上限額：6,000,000円

5. 交付申請について

交付申請の流れは下記のとおりです。なお、交付申請は拠点開設後1年以内、かつ1申請者につき1回限りといたします。

《交付申請の流れ》



6. 補助金の支払いについて

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書の提出が必要です。

補助金は、日本国内の銀行口座に円で交付します。補助対象経費を外国通貨で支払っても構いませんが、当該経費支払日又は県が適切と認める日の三菱UFJ銀行の電信売買相場の仲値を適用し円で交付いたします。

7. 注意事項

- ・ 補助金の交付を受けた者は、拠点を開設した日の属する年度の翌々年度末までの間、県内で事業を継続する義務を負います。
- ・ また同期間中、毎年翌年度の6月30日までに事業活動を報告する義務を負います。
- ・ 事業継続義務を違反した場合、また雇用要件の充足ができなくなった場合は、補助金の全部または一部を返還しなければなりません。